

事務連絡
令和8年2月17日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の
追加項目の調査について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和8年2月17日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」の
追加項目の調査について（依頼）

平素より、医療行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」（以下「リスト」という。）については、「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付医政総発0326第3号、観参第800号）に基づき、外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関について取りまとめた上で、厚生労働省及び観光庁のホームページにおいて公表しているところです。

今般、訪日外国人が急増する中、医療機関が訪日外国人患者に対する診療価格を設定する際の参考となるよう、リスト掲載医療機関への調査項目に新たに訪日外国人患者診療価格等に関する項目を追加することといたしました。

つきましては、別添調査要領のとおり調査を実施することといたしましたので、管下医療機関について取りまとめの上、令和8年3月13日までに電子メールにてご回答いただきますようお願いいたします。

なお、今回、追加項目について臨時的に調査を実施するのですが、次回以降は、毎年12月の定期更新時に、従来からの調査項目と併せて、更新することを想定している旨申し添えます。

【問い合わせ先・提出先】
厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室 文、石井
TEL：03-3595-2317
メール：kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

調査要領

本調査は、訪日外国人が急増する中、医療機関が訪日外国人患者に対する診療価格を設定する際の参考となるよう実施するものです。

調査結果は、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」として、厚生労働省HPにおいて公表する予定としております。

正確な情報をご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オーパン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会については、自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとされているため、また、外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）認証医療機関については、別途調査を実施予定のため、ご回答は不要です。

【回答上の留意点】

〔1〕訪日外国人患者^(※1)診療価格：令和7年12月末時点の訪日外国人患者診療価格（税抜）^(※2)を記載してください。

(※1)：「訪日外国人患者」とは、日本の公的医療保険に加入していない外国人患者のことをいいます。なお、日本に入国する前に、医療機関と受診について調整をした上で、医療を受けることを目的に訪日した外国人（いわゆる医療渡航患者）は含まれません。

(※2)：診療報酬点数表を参考に設定している場合に、1点あたりの設定金額（1点〇円）を記載してください。（社会保険診療報酬と同一の基準（1点10円）で請求している場合は、10円と記載してください。）

〔2〕年間訪日外国人患者^(※3)実績：令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の訪日外国人患者数が250人以上^(※4)の場合は、「〇」選択してください。

(※3)：「訪日外国人患者」とは、日本の公的医療保険に加入していない外国人のことをいいます。なお、日本に入国する前に、医療機関と受診について調整をした上で、医療を受けることを目的に訪日した外国人（いわゆる医療渡航患者）は含まれません。

(※4) : 訪日外国人患者数は、外来患者数と新入院患者数を足した人数であり、外来患者数は「初診、再診等の区別なく、全てを合計したもの（同一患者が2回外来受診した場合は2人とカウントする）」、新入院患者数は「新たに入院した患者数（同一患者が2回、新たに入院した場合は、2人とカウントする）」をいいます。